

	号外	定価 1部2円	県人勧は10/11。 勧告後は確定闘争 スタート！給与改 定・諸手当改善等 の改題解決の前進 に向け結集を！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県内 岩手県職員労働組合	

2018県人勧闘争⑧ 10.2地公共闘・人事委員長交渉

国勧告以上 5年連続賃上げ勧告方向へ

確保できるか?! 月例給 国並み較差・給料表改定へ / 一時金 0.06月超較差・国格差解消なるか

怒 通勤手当 ガソリン価格・遠距離通勤の動向見極める 継続検討
 住居手当 国が引き上げれば検討の余地ありにとどまる

勧告は10月11日 = 現給保障対策は人事委員会も課題と認識 - 任命権者交渉に移行 =

10月2日、岩手県地方公務共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）は、約170人からなる県庁座り込み交渉支援行動を配置のうえ、最終局面となる熊谷人事委員長と交渉を行った。冒頭、1次集約以降に集約された人事委員長あて大型ハガキ（1次集約と合わせて1,078枚・7,509筆）を手交し、前進回答を求めた。



最終局面での改善勧告を求める地公共闘交渉団



回答する熊谷人事委員長(左)

【交渉結果】勧告日は10月11日を予定していること、月例給は、「国と同様の較差が生じており、給料表の改定が見込まれる」、一時金は「国（0.06月）よりも較差が発生しており、引上げが見込まれる」とした。交渉団から国との格差解消のため、一時金+0.1月の実現を強く求めた。現給保障対策は「私としても要請は十分理解できる」とし、「高齢層の勤務意欲策は人事委員会としてどういったことができるか引き続き検討。任命権者にも十分検討して

いただきたい」とした。通勤手当は「ガソリン価格は大きく変動する可能性もあり、これまでの改定を踏まえて慎重に検討」、「遠距離通勤者の課題は引き続き検討しなければならない」こと、住居手当も「国の引上げがある場合には検討の余地がある」にとどまったため、自己負担の実態を訴え、再考を求めた。

休暇制度の拡充は「不妊治療しやすい職場環境改善が必要」、長時間労働是正策は「勤務時間管理の適正化等の一層の対策が必要」としつつ、具体は検討中との回答にとどまった。

5年連続プラス勧告の見通しも、諸手当など改善に至らない項目が多いことから、改善勧告実現に向けた検討を要請し、人事委員会との交渉を終了した（主な交渉結果は裏面）。



交渉支援団のシュプレヒコール

1 月例給・一時金の改定

(地公共闘) 勧告日と給与改定の動向は。

(委員 長) 勧告日は10月11日予定。民調は月例給平均358,000円余であり、職員も同水準だが、わずかに民間が公務員を上回る。一時金は国を上回る較差(0.06月超)。月例給は給与改定、一時金は引上げで検討中。

(地公共闘) 一時金は国との格差解消の観点から、+0.1月の実現を強く求める。

2 給与制度の総合的見直しの現給保障対象者への対応

(地公共闘) 給与制度の総合的見直しの現給保障対象者の処遇改善策を人事委員会として示すべき。

(委員 長) 高齢層の勤務意欲の維持への要請は私としても十分理解する。人事委員会としても何等かの対応ができないか検討をするし、任命権者でも十分検討していただきたい。

(地公共闘) 来年3月末で満了する。人事委員会としても任命権者に対して積極姿勢を求めるべき。

3 諸手当の改善について

(地公共闘) 通勤手当、住居手当の改善に向けた検討状況は。

(委員 長) 通勤手当は、ガソリン価格は大きく変動する可能性もあるためこれまでの改定を踏まえて慎重に検討。住居手当は、沿岸部の家賃高騰の問題が切実であることは認識する。もっとも、国の制度との均衡を検討する必要。当県は国と事情は異なるが、国の引上げがある場合には引上げの検討の余地がある。

(地公共闘) 具体的な改善姿勢でなく、納得できない。再考を。

(委員 長) ガソリン価格は値上げしているが、引き続き注視。遠距離通勤は他県の動向を踏まえ、引き続き検討しなければならない課題と認識。

(地公共闘) 自己負担となっている実態を委員に伝え、改善に向けた積極的な検討を強く要請する。



手当課題を追及・県職労小野委員長

4 専門職種の処遇改善

(地公共闘) 専門職種の処遇改善の検討状況は。特に獣医師・薬剤師の改善は早急にすべき。

(委員 長) 獣医師は他県でも処遇改善がはかられており、当県の初任給は十分とはいえないと認識。

(地公共闘) 具体的な改善が実現できるよう人事委員会としても積極的な改善勧告・報告を。

5 休暇制度の拡充

(地公共闘) 子育て・介護との両立支援策、不妊治療への支援策に向けた検討状況は。

(委員 長) 不妊治療への支援は民間の動向を注視しながら、取得しやすいよう職場環境改善の醸成をしつつ、国・他県の動向を注視し、適正に検討する。

(地公共闘) 必要性があるとすれば制度面での対応が不可欠。積極的な検討を求める。

6 長時間労働是正策

(委員 長) 国の働き方改革や2019年4月からの国家公務員での超勤時間の上限規制の導入方向を踏まえ、勤務時間管理の徹底や適正化が必要と認識。任命権者に対応を促す報告に向け詰めている。

(地公共闘) 勤務時間の適正管理をはじめ任命権者での具体的な改善が実現できるよう積極姿勢を。